

会 議 録

会議の名称	第15回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成20年10月23日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館） 3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	委員	中川教授、澤井名誉教授 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、岡林委員、奥居委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中野委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、森井委員、横田委員） 市職員委員（下田委員、水本委員、八木委員、山中委員、西尾委員、中尾委員、中野委員）
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸齋藤（コンサルタント）
欠席者	委員 14名	
議 題	<p>前回議事録の確認について（全体討議）</p> <p>条例素案（たたき台）第8章、第9章について（グループワーク）</p> <p>今後の会議運営方法について（全体討議）</p>	

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告をする。

- ・本日の欠席者について

2. 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

< 質疑応答 >

会 長 質疑等ございませんか？

委 員 前は最初、第7,8,9章についてグループワークを開始しました。しかし、いずれの班も時間が足りず、結果として第7章のみの発表となりましたが、その第7章についても十分な意見を出し切れていないとの印象を受けました。

例えば、(地域コミュニティ活動の推進)という条文がありましたが、地域コミュニティとは何か、あるいはどのような形を作るのかというのが非常に抽象的でつかみにくいです。横文字の「コミュニティ」がいまいちなじめないという意見も出されていきました。我々も、コミュニティと言われると、何となく分かったつもりになるものの、結果としては、よく分かっていないという状態に陥るのではないのでしょうか。

また、住民投票制度についても、具体的な論議が出ていたのは少なかったです。この会議を通じて、常設型と個別設置型の二種類あることを学び、常設型を選択する意見が多かったのですが、なぜ常設型なのか、なぜ個別設置型なのか、それぞれの独自性が無いと我々も判断に苦しむかと思えます。

請求権者について、18歳以上なのか20歳以上なのか、定住外国人を含むのか含まないのか、何人いれば発議できるのかということに関しても、ほとんど具体的な意見が出ないまま進められたように思います。

このような点を踏まえ、第7章のワークショップは、重要な事項に関する意見が出されていない不十分な状態で終わってしまったのではないかと、また、無論時間の制約はあるが、その影響を受け過ぎではないかと感じたため、発言しました。

事務局 他にご意見、ご質問はございませんか？

委 員 先程のご意見は、第7章に限った話ではなく、第1章からだと思えます。ですので、我々は、第1章から自分達の意見を出し合い、煮詰めていくことが必要で、それは次の段階でやっていかなければなら

ない作業だと考えています。

そして、今回の議題である今後の会議運営は、非常に重要な事項ですので、あらかじめ時間配分をしておいて欲しいです。

それから、前回の議事録について、5～6ページに事務局の見解として、個人では荷が重いとの表記があります。確かに、素案の作成を個人でやるのは困難ですが、今まで個人が作業にあたるという考え方は出ておらず、グループを組んで作業を行うという話だったように思います。

事務局 第7章について時間が足りない、あるいは全部に対して足りないのでは、という会議の進め方に関する意見が出されましたが、会長も一通り最後まで通しましょうと仰ってますし、まずは第8,9章のグループワークを充分に行い、その後に今後の進め方についての議論をして頂きたいと考えています。

会長 グループワークに入る前に、前回の会議録を見まして、私から説明した方が良くかと思う事項について述べさせていただきます。

まず、3月議会にかけるという話についてですが、3月の議会を逃しても6月の議会があります。その次は9月という具合に、市議会の定例会は年に4回あります。そのピッチ毎に期間を逆算して、目標を立てましようと言いたかったわけです。最短でいくと次の3月になり、そこから期間を考えるとこのようになりますがどうでしょうか、という提示です。

次に、素案や原案といった言葉の使い分けはしてません。全員でワークショップをしながら、とにかく最初から最後までの一通りに意見を出し、それらを整理してみるとこのような形になりました、というのを作らなければいけませんねという意味であり、呼び方は原案でも素案でも構いません。いわばベース、という考え方をして頂ければ結構かと思います。そして、作成方法については、後ほどの議論で皆さんにお諮りしていきますが、事務局が作るものはあくまでたたき台です。議会提出前の草案作り、以前混乱を招きましたので、草案という言葉を使いますが、その作成手続的には、この委員会の中からメンバーを選抜し、作業をしていかなければならないかとも思っています。この辺りのことは、皆さんにご意見を伺いたいですし、後ほど議論する、今後の運営方法の中でも、話し合ってもらえればありがたいです。

それから、私と副会長は月に数回は会う機会があり、その際に、進行管理や意見の疎通は図っていますので、ご安心下さい。

では、本日のグループワークを開始して下さい。

この会には様々な方がおり、それぞれの考え方や見方にはかなりのズレがあるのは当然です。その中で、こんな考え方があるのか、その考え方は抜けていたな、それをきちんと論議しないと穴が開いているのか、という風に互いに足りてない部分や抜けている部分を補い合い、一緒に作っていく作業がグループワークであり、議論の場ではないと考えていますので、誤解の無いようお願いします。

議論をするのは、案が出来てからでも可能です。とりあえずは、議論の場に出せる物を、皆で責任を持ち作っていく作業をしている、と思って頂けると助かります。宜しくお願いします。

第7章については、常設型なのか個別設置型なのかという非常に重い議論が残っていますね。生駒市の例を挙げますと、「個別の案件毎に」という記述を、原案から省きました。それによって、常設型への道も開くということで、条例そのものは省いた状態で提出すると決定しました。つまり、住民投票条例は別に作成し、そのプロセスの中で、常設型にするのか、あるいは個別型の手続条例にするのかの議論を、翌年にして下さいということです。短期間に、また限られたメンバーで、常設か個別かの決定をするのは、あまりにもせんえつなのではないかという意見が出され、原案では、「投票することが出来る」という表現に留めているため、常設か個別かについては、どちらにでも転がるようになっていきます。この策定委員会で、常設か個別かの議論を行って頂くのは、大変貴重なことですが、丸一日掛かっても決着が着かないかもしれません。ちなみに、住民投票に掛かるコストは、試算上3,000万円程度で、市議会議員選挙よりは少し安いかな、とのこと。また、請求権者等を18歳以上か、外国人を含むのか、発議権の市民数をどの程度にするか、この辺りも生駒市では皆で判断しましょうという話になり、次の段階に進んでいます。

第7章への貴重なご提起もありましたが、もう一度、前半、後半に分けて議論する場を設けてるなど、その辺りのことは、次の素案が出来た段階で議論しても良いでしょうし、とにかく一通り最後まで通したいと思います。それでは、第8,9章のグループワークを始めましょう。

3. 条例素案(たたき台)第8章、第9章について

以下に各グループのワークショップの結果及び発表内容を記します。

【グループA】

(国、奈良県及び他の地方自治体との関係)

第33条 市は、国及び奈良県等と対等な関係に立ち、適切な役割分担のもとで地方自治の進展に努めなければならない。

2 市は、他の地方自治体と共通する地域課題等の解決を図るため、相互に連携し協力するように努めなければならない。

もっと適切な表現はないか

- ・県内に限るのか
- ・"他の市町村"ではどうか

(最高規範性)

第34条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市民、事業者及び市は、他の条例、規則等の制定並びに解釈及び運用にあたっては、この条例を遵守しなければならない。

抽象的ではないか

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正、及び廃止並びに法令等の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し理念に則り、この条例との整合を図らなければならない。

対象が広がるので、責任を明確にする。

(条例の検討及び見直し)

第35条 市市長は、この条例の施行後一年以内5年を超えない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に見直し、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

市長の任期である、"4年"はどうか

見直しの方法について、市民参加を定義する旨を追加する

(その他)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

[発表内容]

第33条の第1項について、「対等な」という言葉は他に良い表現が無いかという意見と、語尾の「努めなければならない」は、他の条文共々、統一した

方が良いという意見が出されました。また、第2項の「他の地方自治体」が県内に限る話であるか分からないという意見と、「他の市町村」に変更したらどうかという意見が出されました。

第34条の第1項について、事業者を追加し「市民、事業者及び市は」とした方が良いという意見と、条項が遵守すべき内容であるため、語尾は言い切り型で変更しない方が良いという意見が出されました。第2項については、「法令等の解釈運用に」とあるが、この「解釈」という言葉は不自然であるため削除し、「法令等の運用に」とした方が良いという意見と、「この条例の趣旨を尊重し」を「この条例の理念にのっとり」とした方が良いという意見が出されました。

第35条については、主語が「市は」と責任の所在が曖昧であるため、「市長は」の方が適切ではないかという意見と、「年以内ごとに」の所は岸和田を参考にし、「5年を超えない期間ごとに」とした方が良いという意見が出されました。市長の任期は4年であり問題にならないかとの声もありましたが、5年程度が適切だろうということになりました。また、「必要に応じて適切な措置を講じなければならない」は「応じて」を削除し、「必要に適切な措置を講じなければならない」とした方が良いという意見と、条例の見直しについては市民の意見を聴きながら行って欲しいとのことから、市民参加や市民の意見を取り入れるとの文言を追加すべきだという意見も出されました。

【グループB】

対等関係を明確にする

冷たい表現

(国、奈良県及び他の地方自治体との関係)

第33条 市は、国及び奈良県等と対等な関係~~を立ち~~であり、適切な役割分担のもとで地方自治の進展に努めなければならない。

2 市は、~~他の地方自治体と共通する地域~~広域的な課題等の解決を図るため、相互に連携し協力するように努めなければならない。なくても意味が通る

第1項 市民にとって受け止めにくい表現。岸和田市の表現参考に。

第2項 地域課題を解決するためには、組織(広域連合)をつくると思うが、その時に市の独自性を失わないように、自主自立することが必要。(岸和田の条文には、共通する課題を解決するための組織をつくる旨の条文あり)

第1項、第2項を合わせる

市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(最高規範性)

第34条 この条例は、市政運営における最高規範~~であり~~である。市民及び

市、市議会は、他の条例、規則等の制定並びに解釈及び運用にあたっては、この条例を遵守しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正、及び廃止並びに法令等の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

”市は”でよいのか

- ・この条例ができたことにより、別の条例にも書き込まなければならないことがでてくる。関係条例を整える必要あり。
- ・色々な人が読んでもわかるような表現（高校生でもわかるように）

第1項と第2項を1つにする

”この条例は、市政の基本事項について、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例の主旨をふまえ、整合性をはからなければならない。”

別の条として

（条文の体系化）

”市は、この条例の定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則、その他の規程の体系化に努めなければならない。”

（条例の検討及び見直し）

第35条 市は、この条例の施行後 年以内をこえない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に見直し、必要に応じて適切な措置改正を講じなければならない。

もう少しふみこんで書かないと軽い

（その他）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- ・見直しには、市民が発議できるように、また、市が行う場兄は市民の意見を聞かなければならない旨を明文化する。
- ・市民が発議するためには、具体的にどうするか。
（安易に改正できないように、前章の住民投票に依る）
- ・附則として、 年××月 日より施行

[発表内容]

第33条の第1項について、「対等な関係に立ち」とありますが、元から対等であったということを示すために、「対等な関係であり」と変更し、言い切ってしまった方が良いという意見が出されました。また、条文が現状では2つの項を有していますが、「市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めなければならない。」の1項だけで良い

のではないかという意見が出されました。

第34条については、このままで良いという意見とまったく突っ込んだ書き方をした方が良いという意見が出されました。また、条文を最高規範性と条例の体系化との二つに分割し、体系化の方は「他の条例、規則、規定への体系化を図るものとする。」という表現を用いるのはどうかという意見も出されました。

第35条については、「社会情勢等に適合するよう定期的に見直し、」の部分削除すると共に、語尾を言い切る形の「講じる」に変更した方が良いという意見と、グループAと同様に、市民の意見を取り入れる文言を追加した方が良いという意見が出されました。

また、条文の後に説明・解釈文が来ることになるかと思いますが、その中に見直しの発議に関する文章を具体的に明記し、その内容も決定した方が良いという意見と、発議については第30条の(住民投票制度)中にうたっているため必要ないのではという意見が出されました。

更に附則として、「この条例は 年××月 日から施行する」旨の文言を加えた方が良いという意見が出されました。

なぜこの条文があるのか。なわばり意識を持たずに連携と協力ができていないからか。

【グループC】

(国、奈良県及び他の地方自治体との関係)

第33条 市は、国及び奈良県等と対等な関係に立ち、適切な役割分担のもとで地方自治の進展に努めなければならない。

2 市は、他の地方自治体と共通する地域課題等の解決を図るため、相互に連携し協力するように努めなければならない。

(最高規範性)

第34条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市民及び市は、他の条例、規則等の制定並びに解釈及び運用にあたっては、この条例を遵守しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正、及び廃止並びに法令等の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

対等ではないのか

- ・付随する他の条例、規則等の改正にどれくらい期間がかかるのか。また、いつまでに整備するのか。
- ・整合性をチェック(監視する)組織等が必要か。条例で定めるべき事項ではないが。
- ・監視することが一番大切。この条例制定だけで終わらないためにも。

(条例の検討及び見直し)

第 3 5 条 市は、この条例の施行後、年以内ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に見直し、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

3 ~ 5 年。最初は早目に。

- ・見直しの手続（発議者等）はどうするのか。条例で定めるのか。規則等で定めるのか。見直しの検討委員会等を設置するのか。これから議論の要あり。
- ・前条と合わせて、自治基本条例制定後も、その後の他の条例との整合性の進捗状況、見直しを検討、チェックする委員会等が必要か。

(その他)

第 3 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

[発表内容]

第 3 3 条について、文章的には問題ありませんが、内容は当然のものであり、今現在は条文にあるように、対等や連携、協力の状態ではないのかなという意見がありました。

第 3 4 条についても特段修正が必要な箇所はありませんでしたが、第 2 項のところで、他の条例や規則が自治基本条例との整合性を持って開設されることが最も重要であり、自治基本条例が完成しても、他の条例や規則が変わらなければ実際には何の変化も無いため、そういったことをチェックする機関あるいは組織的なものが必要ではないか、という意見がありました。

第 3 5 条については、見直しの年数は 3 ~ 5 年が一般的ではないかという意見と、最初の見直しだけは少し早目にした方が良いのではないかという意見が出されました。また、見直しの年数を決める事も大切だが、見直しの手続、例えば発議は誰がするのか等の事柄も定めた方が良く、今後議論していく必要があるのではという意見や、見直しについても整合性と同様にチェックする機関を設けた方が良いのではという意見も出されました。

【グループ D】

第 8 章を " 各自治体との連携 " に変更する。

(国、奈良県及び他の地方自治体との関係)

第 3 3 条 市は、国及び奈良県等と対等な関係に立ち、適切な役割分担のもとをを行い、自立した地方自治の進展に努めなければならない。

2 市は、自治の確立のため、他の地方自治体や大学、NPO等専門の機関と共通する地域課題等の解決を図るため、相互に連携し協力するようし合い

ながら解決に努めなければならない。

第1項を”市民は、他の自治体の市民と連携を取り、色々な意見を取り入れ、まちづくりに活用する。”に変更する。

(最高規範性)

第34条 この条例は、~~市政運営における~~大和郡山市の市民自治及び市政に関する最高規範であり、市民、事業者及び市は、他の条例、規則等の制定並びに解釈及び運用にあたっては、この条例を遵守し~~なければならない~~、市民自治を進める。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正、及び廃止並びに法令等の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重遵守し、この条例との整合を図らなければならない。

・ ”市は、 ” は要らないのでは。
・ ”市長は、 ” とするのはどうか

3年、5年、2年

(条例の検討及び見直し)

第35条 ~~市は~~市長は、この条例の施行後、年以内ごとに、社会情勢等に適合するように定期的に見直し、必要に応じて適切な措置を講じなければならない

表現が弱いので、具体的な文言を入れるべきでは。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づき、整合等の見直しが適当であると判断した時は、必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講じるにあたっては、市民の意見を聴取しなければならない。

第35条 市は、市民自治条例の状況を把握し、課題を解決するため、市民条例委員会を設置する。

(その他)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

[発表内容]

第33条の第2項について、大学やNPO等の文言を追加し、「他の地方自治体や大学、NPO等、専門の機関と共通する地域課題等」とした方が良いという意見が出されました。またタイトルを、(国、奈良県及び他の地方自治体との関係)から(各自治体との連携)に変更し、第1項を「市民は、他の地方自治体の市民と連携を取り、色々な意見を取り入れ、まちづくりに活用する。」、

第2項を「市は、自治の確立するため、他の地方自治体と共通する地域課題等の解決を図り、相互に連携し協力するよう努めなければならない。」とするのはどうかという意見や、第1項の「役割分担のもとで」を「役割分担を行い、自立した」に変更した方が良いという意見、第2項の「相互に連携し協力するよう」を「相互に協力し合いながら解決するよう」に変更した方が良いという意見も出されました。

第34条の第1項について、グループAと同じく、「市民、事業者及び市は」とした方が良いという意見と、「市政運営における最高規範」ではなく、「大和郡山市における最高規範」や「市民自治及び市政に関する最高規範」の方が良いという意見が出されました。第2項については、「この条例の趣旨を尊重し」を「この条例の趣旨を遵守し」にした方が良いという意見が出されました。

第35条の見直し期間について、2年、3年、5年という意見が出されました。また、「必要な措置を講じる」というのは弱い表現であるため、「自治基本条例の状況把握し、課題を解決するため、条例委員会を設置する。」等の文言を用い、委員会については施行規則等で詳細を定めるようにするのはどうかという意見も出されました。あるいは、条文に項目を3つ設け、

第1項「市長は、この条例の施行後 年以内ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に検討しなければならない。」

第2項「市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例に基づき整合等の見直しが適当であると判断した時は、必要な措置を講じるものとする。」

第3項「市長は、第1項に規定する検討並びに前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。」

とするのはどうかという意見も出されました。具体的なことをうたっておこうとのことです。

【グループE】

(国、奈良県及び他の地方自治体との関係)

第33条 市は、地方分権を踏まえ、国及び奈良県等と対等な関係に立ち、適切な役割分担のもとで地方自治の進展に努めなければならない。

2 市は、他近隣の地方自治体と共通する地域課題等の解決を図るため、他の地方自治体と相互に連携し協力するよう努めなければならない。

- ・どこまでを指すのか。
- ・近隣で良いのでは。
- ・削除して、“市は、共通する・・・”でも良いのでは。

(最高規範性)

第34条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市民及び市は、~~他の条例、規則等の制定並びに解釈及び運用にあたっては~~この条例を遵守しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正、及び廃止並びに法令等の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

第3項として、上記の改廃等はすみやかに(1年以内)に実施すべき旨を明記すべき

- ・5年と明記すべき。市長、市議会議員の任期が4年なので。
- ・区切らなくても良いのでは。ただし書きで5年程度。社会情勢の変化を重視すべき。

(条例の検討及び見直し)

第35条 市は、この条例の施行後、年以内ごとに、~~憲法改正や社会情勢が著しく変化したときは等に適合するよう定期的に見直し~~、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(その他)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

[発表内容]

第33条の第2項について、共通する地域課題との観点から「他の地方自治体」を「近隣の地方自治体」とした方が良いという意見が出されました。また、グループAの意見と同様かつ他の条文にも言えることですが、「努めなければならない」ではなく、「努める」とした方が良いという意見も出されました。それから第1項について、「国及び奈良県等との対等な関係に立ち、適切な」は「地方分権を踏まえ、国及び奈良県等と適切な」とした方が良いという意見や、第2項は「市は、地域課題の打開のため、他の地方公共団体等と相互に連携、協力するよう努めるものとする。」とした方が良いという意見が出されました。

第34条の第1項については、大和郡山市に関係する全ての者が遵守すべきであることから、「この条例は、市政運営における最高規範であり、市民、事業者及び市は、条例を遵守しなければならない。」とした方が良いという意見が出されました。また、第2項は「条例の趣旨を尊重し、」ではなく「条例を

遵守し、」に変更した方が良いという意見が出されました。それから、今後作成される規則や条例については整合性が保持されますが、既にあるものには対応していません。そこで、第3項として「市は、この条例の施行後、直ちに、この条例の施行以前に制定された他の条例、規則、法令等について、この条例との整合性を図り、それらの改正及び開示を1年以内に行うものとする。」を追加するのはどうかという意見が出されました。

第35条については、社会情勢等が変化して、条例が適合しなくなった場合に年数を決めて措置を講じれば良いという意見が出た一方で、やはり年数を明記し、定められた年数ごとに見直しをした方が良いという意見も出されました。そして、その年数は5年が最も有力で、市長、議員共に任期が4年であり、1年間はクロスした部分を持たせようということです。また、自治基本条例は市の憲法であるとの観点から、変更や見直しへの条件、例えば、誰が発議できるか等を明記した方が良いという意見も出されました。それから、「社会情勢等」については、国の根幹を担うもの、例えば憲法が改正した場合等は、当然影響を受けることが予想されますので、そのような事柄も明記してはどうかという意見も出されました。

4. まとめ

会長 今回の範囲は3条だけでしたが、ご意見の中に、なるほどと思わせられるものが多数ありました。やはり、このようなワークショップを実施して頂くと、穴がふさがり、無駄も省けるという感じがします。また、たたき台に書かれている案は、決して完成度の高いものではありません。したがって、あらゆる箇所に手を加えていかなければならないと考えています。

第33条のところで、「対等」というのは、2000年の4月以降、国と地方公共団体が対等な関係になったと、よく言われています。今更改めて述べる必要はないだろうとのご指摘がありましたし、世間的にも認知されているのなら、文言としてはいらないのかなという気がしてきました。あとは、そこにどの程度強い表現を規定して盛り込むのか、例えば、地方自治のところに「自立した」を加える等、その辺りのことは、後ほどご提案する作業の中で、検討して頂けたら良いですね。また、ここより前の段階で「市民」の定義をしているはずですので、その中に事業者や企業が入っているのであれば、再度記述する

必要もないのかなと思います。

第34条は、このたたき台の条文では重複があり、その辺りを皆さんからご指摘頂いたのではないかと思います。ここは、第1項と第2項とをまとめた方が良くもしくれません。また、「市長は」としますと、執行機関としての市長のみとなってしまう。市長以外にも行政委員会はたくさんありますから、このことも自治基本条例の統制に服するわけです。「市は」としておくことで、例えば、選挙管理委員会や教育委員会もその傘下に入りますので、その方が適切ではなからうかと思えます。

これとは別に、結果を保障するような義務規定もあります。ですので、ここは一旦、市の法制担当とも協議をし、その程度の並べ方が可能なのかを点検する中で、考えていかれてはどうかと思えます。

第35条の(条例の検討及び見直し)について、第34条の(最高規範性)と併せて、見直しと検討の両方を保障、あるいは運用していくような第三者委員会を設立してはどうかとの意見がありましたね。この委員会の件、実は私も副会長と話をしまして、皆さんからのご提示が無ければ、むしろこちらから投げかけるつもりでした。

米原市が、最近新しく自治基本条例を策定し、『自治基本条例進行検討委員会』でしたか、正式な名称は忘れてしまいましたが、組織を発足させました。施行後何年等の見直しに関しては、市民の皆さんからの意見を吸収して、この委員会が出すわけです。

大和郡山市における委員会の名前を、あまり勝手に決めるわけにもいきませんので、『(仮称)自治基本条例運用審議会』とでもしておきます。そして、条文中に「適切な措置を講じるために別途委員会を設ける。」等、委員会のことを追記するのも良いかもしれせん。また、その委員会には、施行後にこの条例に抵触する条文、あるいは趣旨に相応しくない条文が無いかのチェックをかけ、洗い直しをする役割も担って欲しいという意見もありましたが、その通りですね。更に付け加えると、チェックをかけるのは条例の施行後ではなく、施行直前であり、自治基本条例と一括して上程するべきだと思っています。と言いますのも、地方自治法の大改正がありました2000年4月に、自治法の改正と併せて、他の475本の法律も整合性の保持を行い、一緒に国会に上程し、議決しています。これと同じ程度にやるべきだと思えます。ただし、法規の担当部署からそれは無理だという意見があった場合、1年間の猶予期間を与える等はありません。理想を述べさせ

て頂ければ、一括上程が望ましいあり方です。でも、大変な作業であることも間違いありません。

検討や見直しは市民参加で行いたいという意見もありましたが、先程から述べている第三者委員会を作ること、かなりの部分をクリアできるのではないかと思いますね。

改正の手續に関するご意見もありました。日本の憲法は硬性憲法で、国会での議決の基準が非常に高いです。確か、両院の2/3以上であり、事実上、改正ができない憲法です。他方、軟性の例としては、アメリカの憲法があります。いくらでも改正し、附属条項の策定が可能で、修正第何百条等もあるわけです。このように硬性と軟性とがありますが、自治基本条例に関しては、軟性の方が良いでしょうね。軟性であれば、現在の条例改正と同じ手續が使えます。皆さんお忘れではないかと思いますが、条例の制定、改廃手續の請求は、今でも1/50以上の有権者の署名で発議できます。これと住民投票の話が混同してないかな、と少し気になりました。

この条例を改正する際に、住民投票をしなければならないとすると、非常に厳しい話になります。ですので、現在の条例改廃手續である、1/50以上を、頭に入れておいて頂いた方が良くと思います。反対に、住民投票の手續をしなければ改正できない方が、硬くて動きにくいかもしれません。このようなことも含め、先々の第2ラウンド、第3ラウンドで、全体を見渡した時に議論して頂きたいです。

今日のグループワークを経て、一通り通しましたので、このような修正案がありますということを決めていきたいと考えています。この後の全体討論で、どのような手續で進行していくのかを議論して頂きたいと思います。

5 . 今後の会議運営方法について

会 長 スケジュールとしては、タイムリミットのものは特段決められていません。先々月の話で、最短でいくのなら3月議会と申しましたが、これは、3月議会を目標として予定を決めるならばという、私の仮定であり、まだまだ時間があると考えれば、ゆっくりやれば良いと思います。

そして、作業としては、もう一度全条文の改案を出して頂き、前半

部分、後半部分位で議論をして頂こうと考えています。ただ、コンプライアンスシステムの具体的な中身をどうするか、住民投票を常設型にするか個別設置型にするかという議論については、1年かけてでも議論しなければならない問題であり、この場では無理だと思います。その時は、別途小委員会を作るなどして頂きたいです。

それよりも、大和郡山市の自治の基本骨格がここまで出来た、住民投票システムも出来た、コンプライアンスや公益通報のシステムも出来た、ということでかなり踏み込んでおり、それだけでも大きなインパクトだと思います。あとは、個別条例をどれだけ整備するかです。そのような意味で、全体のバランスが整っているか、穴や抜け落ちはないかということを経験して頂きたいです。また、過剰な書き込みがないか、あるいは正確に書こうとするあまり難解な文章になっていないか、付け加える所はないか、などの点検作業もまだ必要かと思います。

そういうわけで、仮草案とでも言いますか、全体にもう一度フィードバックする草案を作る作業、これはどのようにいたしましょう。

委員 会長が色々なことを話されましたが、以前に私は、この策定委員会の主体がどこにあるのかということをお申しました。我々市民が、策定委員としてここに来ていますので、私達自身が一生懸命勉強して、会長、副会長の意見を聞きながら、つたないながらも自分達の考えで条例を作成していく努力、これが市民参加ということだと思います。

先程の会長が仰った生駒市の住民投票の話について、私は新聞で知りましたが、あの考え方には批判的です。できるなら、委員会で決めるべきだと思います。

もし本当に市民がそうだと思うのなら、市民が意見を出していくべきです。ですので、会長の発言が誘導的とまでは言いませんが、これからの進め方に関して、あまりご自身の考えを言わないで頂きたいのです。我々市民がどう考えているか、ここからまず出発して欲しいと思います。

会長、副会長の手助けは必要ですが、市民の誰かが議長となって議事運営を進めていく、これがこれからの進め方としてはふさわしいのではないかと、ということをお提案致します。

会長 では、一度議長を交替してみまじょうか。発言を控えて欲しいとの

ことですので、進行をお願いします。

委員 私が議長として議事運営に参加させて頂き、皆さんの意見を集約させる方向への話し合いを行ってよろしいでしょうか。

今回のグループワークで扱った条文は3つだけでしたが、多数の意見が出ました。前回までの分も含めて、これらの意見を事務局が1本の草案にまとめる、これは無理があるのではないのでしょうか。いくつかの案に分かれると思います。

その案を作る作業、これを市民のグループでやるのは無理があると事務局はお考えでしょうか。

事務局 それは、委員で決めて、やって頂ければ結構です。この場で決まったことを尊重します。

委員 では、事務局には事務局案を作って頂き、市民委員から何人か、最初から作り上げていこうという意志のある方でグループを作り、市民委員案を作る。最終的には採決になるでしょうけど、私は、このような次第で運営していきたいと考えています。いかがでしょうか。

委員 ひとつの提案として、会を縮小してはどうでしょう。様々な分野から、例えば自治体OB、身体障害者、年配者、若者、女性、NPO法人で活動してる人等からピックアップし、色々な角度から意見を出しながら絞っていくというものです。意見を固める方向を目指さないと、今までと同じ間隔で時間が流れていくのかなとも思います。

今は、毎回ワークショップを行うメンバーが変わりますので、議事録からでしか意見を把握できない場合があります。しかし、同じテーブルに着いて議論し合えば、段々考えも固まっていくかと思います。

そして、その会のメンバーから外れた人は、会場の後方で意見をメモする等で参加して頂く、このような方式を考えていますが、いかがでしょうか。

委員 私はもうしばらく、今まで通り、会長と副会長に議長をお願いしたいと思います。

それから、運営方法としましては、3つ程度のグループ、例えば、法令や他市の前例を元にたたき台を再度ブラッシュアップするグルー

ブ、大和郡山市の人口動態等、情報の整備をするグループ、市民の意識調査やオピニオンリーダーの意見を聴取するグループ等、大まかに分け、グループ活動することを提案します。この場合、他グループの活動に参加して頂いても結構です。

もう少し情報を収集しながら、他の条例との整合性等を議論し、でき上がったものを見直す、これを分割して行っていくということです。

会長、副会長は専門家ですので、その部分にはこれとは別にこんな方法があります等の情報を教えて頂きたいと思います。

委員 私は、従来の方法を大きく変更する必要はないかと思います。専門性を高めるためのグループを作るのは結構ですが、基本は現行の策定委員会を中心に運営していくのが良いのではないのでしょうか。

まず第1巡のワークショップからたたき台が作られ、今はそれを元にした2巡目のワークショップをしている段階で、我々が判断の基準とすべきは、ワークショップで出された意見が、まとめに正確に反映されているか否か、ということだと思います。これまでのところ、ワークショップで我々が吟味した内容、第1次のたたき台、会長、副会長の意見も含め、私は正確性を大体保持しており、これを更に深めていって頂ければ良いと思います。

先程、会長が仰ったことと同じになるかと思いますが、今の段階で第1次原案にまとめあげて、それを全体で議論するのはいかがでしょうか。

折角ここまできたのですから、小委員会は結構ですが、基本は策定委員会主導が良いと思います。

委員 この策定委員会は最後まで残すべきです。そして、第2次素案を作るのは、委員の中から(仮称)起草委員会のメンバーを選出し、今以上のペース、例えば週一回等で会合を開き、条文を考え、それを全体の会議に諮るという方法が良いかと思います。その全体会議の場には法律の専門家も必要でしょうから、今まで通り会長、副会長に議長をして頂きたいです。

会合を多くし、できるだけ早い段階で条文案を作成する必要があると思います。

委員 先程の自分の意見に補足させて頂きますが、第2次原案までは事務

局にまとめて頂き、それを見たとうえで、第2次原案に沿って固めていく時にどうしたらいいのかという体制づくり、これを考えねばならないということです。

これまでの段階はワークショップということで、それぞれの意見を自由に出し合い、それを正確に記録する状態でした。そのまとめあげを、我々から選出した委員が行うというのは困難ですので、第1次のたたき台と同様、事務局にまとめてもらったうえで、今後の進め方を検討するのが良いと思います。

委員　ここまでの段階で、このままでいくという意見、グループを作って最初から策定をやったらどうかという意見、委員を選出して煮詰めていこうという意見の3つの意見がありました。

ここで、賛成する意見に挙手する方法で、賛否を取ってみませんか。

委員　今まで出された意見について確認したいのですが、第2次原案を事務局が作るのに対して、自分たちでその作業をするグループを作ったらどうかと仰っておられたように理解しました。事務局に作って頂くのと、その作業を自分たちでやること、これは矛盾しませんので、他の2つの案と作業グループを作る案は異なっていると思います。その辺りの確認を、もう少しして頂きたいです。

委員　今、簡単に説明がありましたが、事務局にこれから案を作ってもらえるのか、今までの議論を踏まえて私達がグループを作成して案を作るのか、この二通りの考え方があります。

これによって、次の進め方に入っていくステップになると思います。

会長　もうひとつあります。起草委員会を選抜し、事務局と一緒に作業するのはどうですか、というものです。

委員　もう一つは、起草委員を選抜して事務局と一緒に作業したらいいかというものです。ただ、これについては少し考えて頂きたいのですが、これだけの人が出て来ている中から、今選んでも良いものでしょうか。私は、現段階では避けた方が良い方法だと思いますが、どうでしょうか。

委員 お聞きしたいのですが、今はあなたが議長なのですか。私は全く了解していませんが。

委員 今、AかBかで賛否を、という風に仰ってますが、そういう方法では賛否は取れないかと思います。

ここまで出された意見は、お一人の方だけがこの委員会は没にして新たに立ち上げる、残りの方はこのままでいこうというものでした。私はこのままでいく方で良いかと思います。

その中でも、たたき台のブラッシュアップは、他の委員が発言した起草委員会と同じもので、私個人は現行と同じく月一回、それ以上の参加は難しいですが、週一回でも可能な方は、事務局と一緒に作業して頂ければ良いかと思います。

次に、市の実態を知らないまま議論をしているという意見。これは、我々が調べるわけにはいきませんので、会計の状態がどうである等、必要な情報については、事務局に応援して頂ければ良いかと思います。

それから、オピニオンリーダー等、意識調査をすればどうかという意見については、現段階では無理だと思います。素案なり原案なりがもう少し固まったら、PRして意見を聞けるでしょうけどね。

これらを踏まえ、今できるのは、有志を募って週一回会議を開き、月一回全体に諮る。これが順序よくいけば、良い物ができ上がるのではないのでしょうか。

委員 私の意見はあくまで縮小であり、委員会の解体ではないことは誤解ないようにして頂きたいです。会長、副会長含め、事務局も従来のメンバーも入ってもらいます。

副会長 議長が今のままでは、意見がまとまりそうにありませんので、会長に戻した方が良さそうですね。皆さん、よろしいでしょうか。

会長 では、議長を戻します。活発に議論して頂き、ありがとうございました。

皆様のご意見をお聞きしますと、原案を作る起草委員会を選抜し、事務局、会長、副会長はサポートを得ながら精力的に作業していくという意見と、それとは異なり、市民だけの委員会を作りたいという意見があったかと思います。

この両意見を仮にA案、B案と呼び、採決を取りましょうか。これは始めてみないと、どちらが良いかは分からない面もありますが、決断です。

全員でここまで作業をやってきたということで、皆がそれなりに起草に係わっていることは事実です。あと一息、どれだけきちんとした文章に仕上げていくか、言うなれば仕上げの作業をするようなものです。これにまだ係わりたいと仰る方もおられれば、ここまで来たのだから、後はもう任せても良いという方もおられます。

ですので、Aが、選抜された策定委員と事務局、会長、副会長での作業を行う案で、Bが、事務局は関係無く、市民独自で作業を実施したいという案である、この認識でよろしいですか。

委員 少し違ってきます。第1次素案を作った時と同様に事務局が案を作る。それと並行して、市民グループで案を作るのはどうか、そういう意味です。

会長 そうであるのなら確認したいのですが、そこで出来上がる市民案と事務局が作る案の取り扱いはどうなるのですか。

委員 事務局が作る素案と委員が作る素案、両者に違いがあるのですか。私には同じに見えます。

議会に提出するものを作るわけではなく、再度この場で議論する素案なので、事務局が作れば良いのではないのでしょうか。今までのたたき台を無視して、一から作り上げるのは無理がありますし、議論がおかしいと思います。

委員 事務局単独で作るか、あるいは選定したメンバーを加えて作るか、ということだと思います。

委員 それなら話は分かりますが、結局は同じことではないでしょうか。

委員 ワークショップで多数意見が出されましたが、次の素案でそれらを収束させるというわけではないですよ。

会長 出された意見をたたき台にはめ込む感じですね。そして、たたき台

にはめ込むことで、例えば、A案はこうなりますがB案ではこうなります、と複数の候補を持つ条文が出る可能性があります。

委員 可能性ではなく、当然そうですね。

会長 いや、全部が全部そうではなく、大体まとまっている条文もあれば、確認できたという条文もあります。

委員 ワークショップでは、「そういう意見がありました。」、あるいは、「こういう意見もありました。」という発言をしたはずです。そういう風にまとめるのですか。

委員 そうではなく、むしろできる限りまとめて一つの案にしていくのが、我々策定委員にとっての次の段階ではないでしょうか。

委員 出された意見を五つ位に絞り、それを次のたたき台として、あれがいい、これがいいという風にやるのかと思ってました。

会長 頂いたご意見を全部盛り込んでいき、最大公約数はこうである、という案を作ろうと思えば作れます。しかし、それをやるためには、市役所の法務室あるいは法務係の協力を得ないと、議会で通るような整合性のある文章にならないという制約もあります。とにかく分かり易い文章を書けば良いわけではなく、協議しながら、案文をある程度まで固めないといけません。

それが、最大公約数として、大体まとまっている条文もいくつかあると私は見えています。しかし、複数候補を出さなければならない条文もあるでしょうね。

そういう形で、ある部分は大体これでどうでしょう、別のある部分では意見が真っ向から対立してます、というものをいくつか出さないといけませんね。

それを踏まえて、前半部分、後半部分位で議論できますか、ということをお申し上げました。そして、その案を作る仕組みをどうするか、をお諮りしているところです。

委員 一つ追加で話をさせて下さい。

市民のグループは作りますが、市民が勝手にやるのではなく、この場にも来ます。また、事務局の協力も得ますし、会長、副会長の意見も伺います。主体は市民にある、というグループを作りたいとの提案です。

会 長 お尋ねしたいのですが、市民グループを作成するという提案は、グループとは別に事務局からも原案を出して欲しいということですか。

委 員 それは、途中でそうなるかもしれません。

会 長 そうしますと、そのグループが出す原案と事務局が出す原案とでは、どのような取り扱いをしていけばよろしいですか。

委 員 それは、グループが判断すれば良いと思います。

委 員 2つの原案をどう扱うかということは、非常にややこしい問題だと思います。

委 員 我々は、今まで意見をまとめる努力をせず、意見を自由に言うという形でやってきましたので、論議しない限り意見はまとまらないと思いますし、論議を抜きにして意見がまとまるというのは想像出来ません。

委 員 同じ事の繰り返しで時間を浪費してる気がします。採決を取った方が良いのではないですか。

会 長 ここまでの議論を通じて、意見は3つあったかと思います。

今までのワークショップを総括的に踏まえ、一旦事務局に任せ、事務局が最大公約数と両論並記の形の原案を作る意見、これをC案とします。そしてA案が、起草委員を選抜し、事務局と合同作業する中で、原案を作ってもらうのが良いのではないかという意見、そして3つ目の案が、合同作業とは別に市民グループを編成し、事務局原案は事務局原案として出してもらい、それとは別に独自案を作る自由を認めて欲しいという意見、ということではよろしいでしょうか。

委員 意見の内容を再度言いながら、賛否を取ってはどうか。

会長 では、そうしましょう。

A:起草委員を選抜し、事務局と合同で作業する案

賛同者・・・4名

B:市民独自でグループを編成し、事務局原案と市民原案を出す案

賛同者・・・2名

C:今までの議論を総括的に踏まえ、事務局がもう一度練り直す案

賛同者・・・15名

会長 採決の結果、C案が最も賛同者多数でしたので、C案に決定しますが、よろしいですか。

先程、議長を交替しましたのは、私が話しすぎであり、また誘導的であるとのこと指摘がありましたので、公平を欠いてはいけないと思い、一旦退かせて頂きました。

もともと、私には意見を誘導する気は全くありませんので、いくらでも議論をして頂ければ結構です。しかし、時間の関係もあり、進行管理の観点からも方向性を導き出して行くのが自分の責任だと考えています。その点は誤解の無いよう、お願いしておきます。

それでは、当面の方向性が確認できましたので、事務局さん、お願いします。

委員 今回の素案作成ついて、事務局に意見を言うことはできますか。

会長 結構です。ただ、事務局側も、こういった意見があった、と我々にフィードバックはします。

それではこれで第15回目の策定委員会を終わります。皆さん、お疲れ様でした。

以下余白